

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

1. 川崎市条例をモデルとする罰則規定付き人権条例を作ってください。

2019年12月16日、川崎市は「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を決議しました。この条例は、2016年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」より一步前に進んだ画期的なものです。

ヘイトスピーチ解消法は理念法であり、罰則規定が存在しなかったために、実質的にヘイトスピーチ阻止のための実効性に乏しいものがありました。これに対し、川崎市の条例は第5章23条において「第14条第1項の規定による市長の命令（ヘイトスピーチをしてはならないという命令）に違反したものは500,000円の罰金に処する」と定め、明確な罰則規定を示すことで、ヘイトスピーチへの強力な抑止効果を持つものとなっています。この点は大きく評価されるべきです。

一方、大阪府においても2019年11月から「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」が施行されています。しかしながら、この条例には罰則規定が設けられていないため実効性に乏しく、ヘイトスピーチの抑止力として十分ではありません。

したがって、川崎市の「差別のない人権尊重のまちづくり条例」をモデルにし、大阪府条例にもヘイトスピーチを行った者に対して罰金を科すなどの罰則規定を盛り込み、実効性を確保することを強く求めます。川崎市にできたことは、大阪府においても必ず実現できるはずです。府として早急に条例改正案を策定し、府議会に上程することを求めます。

（回答）

- ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、許されないものと認識しています。
- 大阪府では、令和元年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチを禁止する府の強い姿勢を府民に見える形で示すとともに、ヘイトスピーチは許さないという共通認識を社会に根付かせるため、府民向けリーフレットを活用するなどして啓発を行っています。
- また、インターネットに書き込まれる人権侵害事象については、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき、プロバイダ等への削除要請や発信者等への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。

- さらに、11月を「ヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間」、2月を「インターネット上の人権侵害解消推進月間」と定め、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、専門相談窓口の運営や、教育・啓発活動の集中的な取組を行っています。
- ヘイトスピーチの規制は、憲法で保障される「表現の自由」との関係や罰則対象を明確にする必要性などから、国に対して法に基づく国の責務を踏まえた対策を講じることなどについて要望しているところです。
- 大阪府では、まずは、これらの条例に基づき、積極的な啓発やプロバイダ等への削除要請等を行うなどにより、ヘイトスピーチの解消に向け取り組んでいきます。

(回答部局課名)

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

3. 外国人住民の「生活権保護」を優先してください。

2024 年の入管法改定によって永住資格の取り消し事由の一つに「公租公課の未納」が定められましたが、とくに外国人住民の地方税や社会保険料の未納に対しては、府で徴収等を行う場合は次のように対応を、各市町村で徴収等を行なう場合は府として各市町村に対して次のように助言をしてください。

- ①未納通知について、その外国人が理解できる言語で通知すること。
- ②その外国人が失職や大病で窮地に陥っている場合は、日本人と同様に、生活状況などの聞き取りをおこない、地方税や保険料の減免措置など救済措置を講ずること。
- ③住居地の変更届け出の遅延や、地方税や社会保険料未納に対しては、入管局に通報するのではなく、その外国人の「生活権保護」を優先してください。

（回答）

※傍線部（府が徴収する場合の地方税）について回答

- ① 大阪府が個人に対して賦課徴収している税目については、納税者が住民であることや、国籍、在留資格等の有無を課税の要件としておらず、これらは賦課徴収に直接必要でない情報であるため把握しておりません。
- ② 生活状況等の聞き取り等により地方税法の規定に該当する事実がある場合には、国籍に関わらず、納税の緩和措置を行っております。
- ③ 入管法は改正されましたが、その具体的運用について明らかになっていないため、現時点ではお答えいたしかねます。

（回答部局課名）

財務部 税務局 徴税対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

3. 外国人住民の「生活権保護」を優先してください。

2024 年の入管法改定によって永住資格の取り消し事由の一つに「公租公課の未納」が定められましたが、とくに外国人住民の地方税や社会保険料の未納に対しては、府で徴収等を行う場合は次のように対応を、各市町村で徴収等を行う場合は府として各市町村に対して次のように助言をしてください。

- ①未納通知について、その外国人が理解できる言語で通知すること。
- ②その外国人が失職や大病で窮地に陥っている場合は、日本人と同様に、生活状況などの聞き取りをおこない、地方税や保険料の減免措置など救済措置を講ずること。
- ③住居地の変更届け出の遅延や、地方税や社会保険料未納に対しては、入管局に通報するのではなく、その外国人の「生活権保護」を優先してください。

（回答）

※傍線部（各市町村で徴収する場合の地方税）について回答

- 市町村税の賦課徴収や減免の適用等については、課税主体である各市町村が地方税法や条例等に基づいて実施することとされております。納税者の国籍に関わらず市町村税の適切な納税に資するよう、今後も必要に応じて市町村に助言してまいります。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

3. 外国人住民の「生活権保護」を優先してください。

2024 年の入管法改定によって永住資格の取り消し事由の一つに「公租公課の未納」が定められましたが、とくに外国人住民の地方税や社会保険料の未納に対しては、府で徴収等を行う場合は次のように対応を、各市町村で徴収等を行なう場合は府として各市町村に対して次のように助言をしてください。

- ①未納通知について、その外国人が理解できる言語で通知すること。
- ②その外国人が失職や大病で窮地に陥っている場合は、日本人と同様に、生活状況などの聞き取りをおこない、地方税や保険料の減免措置など救済措置を講ずること。
- ③住居地の変更届け出の遅延や、地方税や社会保険料未納に対しては、入管局に通報するのではなく、その外国人の「生活権保護」を優先してください。

（回答）

※傍線部（各市町村で徴収する場合の介護保険料）について回答

- 介護保険制度における介護保険料の徴収については、介護保険法に基づき、40 歳から 64 歳までの被保険者は医療保険者が医療保険料と一緒に徴収し、65 歳以降の被保険者は市区町村が徴収することとなっております。
- 保険者における保険料の徴収等の事務が円滑に行われるよう、市町村から問い合わせがあった場合等には、必要に応じて市町村に対して助言してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

3. 外国人住民の「生活権保護」を優先してください。

2024年の入管法改定によって永住資格の取り消し事由の一つに「公租公課の未納」が定められましたが、とくに外国人住民の地方税や社会保険料の未納に対しては、府で徴収等を行う場合は次のように対応を、各市町村で徴収等を行なう場合は府として各市町村に対して次のように助言をしてください。

- ①未納通知について、その外国人が理解できる言語で通知すること。
- ②その外国人が失職や大病で窮地に陥っている場合は、日本人と同様に、生活状況などの聞き取りをおこない、地方税や保険料の減免措置など救済措置を講ずること。
- ③居住地の変更届け出の遅延や、地方税や社会保険料未納に対しては、入管局に通報するのではなく、その外国人の「生活権保護」を優先してください。

（回答）

※傍線部（各市町村で徴収する場合の国民健康保険料）について回答

①

- 市町村では、外国人の方を対象として、国民健康保険制度の概要が記載された英語、中国語、韓国語等の多言語によるパンフレットやリーフレット等を作成し、窓口での配布やホームページで案内しています。
- また、市町村の窓口への翻訳機の設置や対応可能な専任者を配置するなど、保険料の納付に関する事項を含め、外国人の方が相談しやすい体制を確保するよう努めているところです。
- 大阪府といたしましても、外国人の方に国民健康保険制度をより良く理解していただき、保険料を適切に収めていただけるよう各市町村におけるこのような取組みを促進してまいります。

②

- 大阪府では、大阪府国民健康保険運営方針において、府内のどこに住んでいても、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となるよう、保険料を統一するとともに、保険料減免についても、府内統一基準に基づき実施しています。

- その上で、保険料減免については、保険料が前年度所得に応じて賦課されるため、所得状況が前年度より著しく低下するなどにより、保険料負担が過度となる場合に限り、実施するという基本的な考え方を踏まえ、大阪府と代表市町村等で構成する「広域化調整会議」で協議した結果、「災害」・「所得減少」・「拘禁」・「旧被扶養者」の4つの事由に該当する被保険者に対し、保険料の減免を適用することとしています。

(回答部局課名)

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

4.すべての子どもの教育権を保障するために

外国ルーツの子どもの保護者には多言語による入学案内を出してください。また不登校の児童・生徒の調査においては、外国籍の子どももその調査対象としてください。朝鮮学校やブラジル人学校など外国人学校の保護者の経費負担を支援してください。日本語を母語としない子どもへの日本語教育態勢を充実させてください。外国にルーツをもつ子どもの母語(継承語)教育を保障する制度を整えてください。

（回答）

府教育庁においては、毎年3月下旬に、府立高校の新入生を対象に高校生活オリエンテーションを実施しており、高校の授業料や大学進学に関する奨学金制度の説明を行うとともに、日本の高校生活に関する情報や、高校入学時に必要な書類の作成を、通訳を交えながら多言語で提供する等支援しています。

生徒の不登校等の状況は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において毎年調査しており、日本国籍か外国籍かに関わらず、府立高校に在籍しているすべての生徒を対象としています。

府立支援学校におきましても、府の「長期欠席状況調査」において、毎年不登校状況の調査をしており、国籍に関わらず、全ての児童生徒を対象としています。

また、各学校や生徒の実情に応じて、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、生徒個々の多様な生活背景やこれまでの学習状況等を踏まえた指導補助及び学校生活をサポートしたり、保護者懇談等での通訳として活用しています。

そのほかにも、進学や奨学金に関する情報を、通訳を交えながら多言語で提供する進路支援説明会を実施したり、日本語能力試験においてレベルの認定をめざす生徒を対象にICTを活用した遠隔講習を開催したりしています。

加えて、外国につながる生徒や日本語指導が必要な生徒の支援に携わっている府立高校の教職員を対象とした研修等を実施することで、教職員の資質向上や教育環境の整備を図っているところです。

府立支援学校におきましても、外部人材を活用し、各学校や幼児児童生徒の実情に応じて、学習活動におけるサポート等を行っています。今後も、外国につながる生徒や日本語指導が必要な生徒が安心して学校生活を送ることができるように、支援に努めてまいります。

【高等学校課、支援教育課】

児童生徒の就学については、市町村教育委員会が対応しており、府内すべての市町村において、外国籍の子どもの保護者に対して就学案内を送付しています。

府教育庁としては、市町村教育委員会が行っている就学案内の多言語化などを含む就学支援の工夫された取組み事例を広く伝え、すべての外国籍の子どもの就学機会が適切に確保されるよう指導助言に努めているところです。

国が毎年行っている不登校児童・生徒に係る調査においては、国籍に関わらず、学校に就学している全ての児童・生徒を対象としております。

日本語を母語としない子どもへの日本語指導の充実については、各小中学校において帰国・渡日児童生徒の受入体制の整備を図り、学校全体がチームとして支援を行うことで児童生徒が安心して学校生活が送れることを目的として、「ようこそ OSAKA へ～帰国渡日児童生徒の受け入れマニュアル～」、「同パートⅡ～日本語支援アイディア集～」、「同パートⅢ～日本語指導実践事例集～」の活用を進めるよう周知しています。

また、2020（令和2）年度からは、府域7地区に外国人児童生徒支援員を配置し、学習面・生活面の支援を行っています。

さらに、2022（令和4）年度からは、多言語化かつ少数散在化する現状をふまえ、当該児童生徒がオンラインで日本語指導を受けることができる体制として、府の日本語指導員による指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上を支援しているところです。

外国にルーツのある子どもの少数散在傾向が進む中、児童生徒のアイデンティティの保持・育成やロールモデルとの出会いによって将来への展望を持つ機会を作るために、母語でグループ交流を行う「OSAKA 多文化共生フォーラム」や「オンラインしゃべり場」を実施しています。

【小中学校課】

大阪府が認可する外国人学校に対し、交付要件を満たす場合、外国人学校振興補助金を交付しております。

大阪府の朝鮮学校への本補助金については、国において、就学支援金制度の創設に当たり、朝鮮学校への交付について議論が行われていたことを踏まえ、大阪府として、補助金の交付について、府民の理解を得るために、政治的中立性や学校運営の透明化を図るといった観点から、以下の4つの要件を設けたところです。

- ①財務情報の一般公開
- ②日本の学習指導要領に準じた教育活動を行う
- ③特定の政治団体と一線を画す
- ④政治指導者の肖像画を教室等に掲示しない

その結果、2011（平成23）年度については、「特定の政治団体と一線を画す」という要件を満たしているとの確証が得られなかったため、全校に対して本補助金は交付していません。

この補助金の不交付決定について、学校法人大阪朝鮮学園から取消し等を求める訴訟が提起され、2018（平成30）年11月28日付で最高裁が学園側の

上告を退ける決定をし、不交付決定は適法とした判決が確定しました。

また、いわゆる高校授業料無償化制度における適用除外措置について学校法人大阪朝鮮学園が国を相手どって提起した取消し等を求める訴訟についても、2019（令和元）年8月27日付で最高裁が学園側の上告を退ける決定をし、適用除外とした文部科学大臣の判断は適法とした判決が確定しました。

なお、幼児教育の無償化につきましては、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（2018（平成30）年12月28日関係閣僚合意）において、各種学校は、学校教育法第1条に定められた学校とは異なり幼児教育を含む個別の教育に関する基準ではなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならないこととされております。

【私学課】

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（下線部以外）

教育庁 教育振興室 支援教育課（下線部以外）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（下線部以外）

教育庁 私学課（下線部）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式 2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

5.外国人職員の採用を積極的に進めてください。また、大阪府に在職する外国籍常勤職員と外国籍教員の数を教えてください。

大阪は外国人住民や来訪者が多い国際都市です。行政に外国人職員が加わることで、多言語・多文化対応が進み、誰にとっても利用しやすい行政サービスが実現します。また、多様な視点が行政のイノベーションや地域の国際競争力向上にもつながります。ぜひ、外国人職員の採用を積極的に進めていただきたいと思います。

外国籍地方公務員、とくに一般事務職の採用を進めると共に、任用制限を撤廃してください。また、外国籍住民の公立学校教諭の採用を広げてください。

（回答）

※傍線部について回答

○ 本府では平成11年度実施分の職員採用試験から一般行政部門における全ての職種において外国籍の方の受験が可能となっており、令和7年12月1日現在の一般行政部門における外国籍職員の人数は4名となっております。

○ 外国籍職員が従事できる職務につきましては、国の見解や判例の動向を踏まえると、公権力の行使や公の意思形成への参画に携わる職への任用は制限せざるを得ないという課題がありますが、職務内容を個別に精査し、任用制限をできるだけ限定的に解釈することにより、可能な限り幅広い分野で外国籍の職員を任用してまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います

様式2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

5.外国人職員の採用を積極的に進めてください。また、大阪府に在職する外国籍常勤職員と外国籍教員の数を教えてください。

大阪は外国人住民や来訪者が多い国際都市です。行政に外国人職員が加わることで、多言語・多文化対応が進み、誰にとっても利用しやすい行政サービスが実現します。また、多様な視点が行政のイノベーションや地域の国際競争力向上にもつながります。ぜひ、外国人職員の採用を積極的に進めていただきたいと思います。

外国籍地方公務員、とくに一般事務職の採用を進めると共に、任用制限を撤廃してください。また、外国籍住民の公立学校教諭の採用を広げてください。

（回答）

※傍線部について回答

大阪府公立学校教員採用選考テストにおいて、受験資格として日本国籍の有無は問うていません。

大阪府公立学校における、日本国籍を有しない教員数は、以下のとおりです。
(令和7年度当初時点)

- 市町村立小中学校 54人（政令市及び豊能地区を除く）
- 府立学校 66人

（回答部局課名）

教育庁 教職員室 教職員人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

6.住民登録のない外国人住民(未登録外国人)に対し次の対応を実施してください。

総務省通知(令和6年8月23日付)に基づき、記録の適正な管理方法及び必要な措置について改めて確認するよう、市町村に周知すること。在留資格がないというだけで安易に入管局に通報することをやめてください。

（回答）

※傍線部について回答

総務省からの令和6年8月23日付け事務連絡については、同月26日に管内市町村へ周知しています。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式 2

回 答

団体名（ 外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議 ）

（要望項目）

7.医療、保健など専門用語を必要とする外国人住民のための通訳派遣制度を設けてください。

私たち代表者会議は過去3回の「外国人の意見を聞く会」を実施し、参加された皆さんから「通訳」の必要性を聞いており、医療、保健などの場面での派遣制度を設けてください。

（回答）

- 健康医療部では、御要望の医療にかかる専門用語を必要とする外国人住民のための通訳派遣制度は設けておりませんが、令和元年度より外国人患者と受入れ医療機関等との「言葉の壁」の解消のため、医療機関支援として、利用登録いただいた医療機関に対して、医療機関での受診時や薬局での調剤業務対応時などで利用できる多言語遠隔医療通訳サービスを実施しております。令和6年度からは新たにフランス語を追加し8言語とともに、電話に加えビデオ通訳を開始するなど、充実を図ったところです。
- 本事業については、来阪・在留外国人の増加に比例し、令和5年度は1,928件、令和6年度は3,235件と年々利用件数が増加していることから、引き続き医療通訳の需要に的確に対応していくことが必要であると考えております。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。